

(案)

高知県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録等に関し、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請等)

第2条 法第9条第1項の規定により知事に提出する省令別記第1号様式による申請書の提出部数は、正副それぞれ1部とする。

2 法第9条第2項の規定により省令別記第1号様式の申請書に添付する省令第10条第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書面は、別記第1号様式によるものとする。

(登録の通知等)

第3条 法第10条第3項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の登録をした旨の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

2 法第10条第4項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る基準に適合しない旨の通知は、別記第3号様式により行うものとする。

3 法第10条第5項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の登録をした旨の市町村の長への通知は、別記第4号様式により行うものとする。

(登録拒否の通知)

第4条 法第11条第2項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の登録を拒否した旨の通知は、別記第5号様式により行うものとする。

(登録事項等の変更)

第5条 法第12条第4項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の登録事項を変更した旨の市町村の長への通知は、別記第6号様式により行うものとする。

(廃止の届出等)

第6条 法第14条第1項の規定による登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の廃止の届出は、別記第7号様式により行うものとする。

2 法第14条第1項の規定による登録事業の廃止の届出があった場合における法第15条第1項第1号の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の登録を抹消した旨の市町村の長への通知は、別記第8号様式により行うものとする。

(指示書)

第7条 法第23条の規定に基づく登録事業者への指示は、別記第9号様式により行うものとする。

(登録の取消し)

第8条 法第24条第3項の規定による登録を取り消した旨の当該登録事業者であった者への通知は、別記第10号様式により行うものとする。

2 法第24条第1項又は第2項の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の登録の取消しをした場合における法第15条第1項第2号の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の登録を抹消した旨の市町村の長への通知は、別記第11号様式により行うものとする。

(委任)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

登録申請者 住 所
氏 名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

（登録申請者が未成年者の場合） 法定代理人住所

法定代理人氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

誓約書

私は、次のいずれにも該当することを誓約します。

なお、登録申請者等の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別添に記載するとおりです。

1 次の各号のいずれにも該当しないこと。

- （1） 成年被後見人又は被保佐人
- （2） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3） 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- （4） 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第24条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- （5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（（8）において「暴力団員等」という。）
- （6） 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が（1）から（5）までのいずれかに該当するもの
- （7） 法人であって、その役員の中に（1）から（5）までのいずれかに該当する者があるもの
- （8） 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- （9） 建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人が（1）から（8）までのいずれかに該当すること。

2 申請の内容が、次のいずれにも該当すること。

- （1） 消防法（昭和23年法律第186号）若しくは建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（（2）に規定する規定を除く。）に違反しないものであること。
- （2） 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。
- （3） 基本方針（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであること。

(別添)

1 登録申請者が個人の場合

登録申請者				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
建物の転貸借が行われている場合にあつては、当該建物の所有者及び転貸人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所

2 登録申請者が法人の場合

当該法人の代表者				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
当該法人の役員				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
建物の転貸借が行われている場合にあつては、当該建物の所有者及び転貸人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所


(注1) 記入欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

(注2) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第7項に規定する住宅宿泊管理業者又は賃貸住宅管理業者登録規程(平成23年9月30日国土交通省告示第998号)第2条第4項に規定する賃貸住宅管理業者については、「当該法人の役員」欄の記載を省略することができます。

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 


住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書

年 月 日付けで登録の申請のありました住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項の規定により登録をしましたので、同条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称、所在地等
 - 住宅の名称
 - 所在地
 - 住宅の戸数
- 入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲
- 登録年月日
年 月 日
- 登録番号

様

高知県知事 

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録基準不適合通知書

年 月 日付けで登録の申請のありました住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、基準に適合しないため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第4項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称、所在地等
 - (1) 住宅の名称
 - (2) 所在地
 - (3) 住宅の戸数
- 2 適合しないと認めた理由


教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録を行った旨の通知書

貴市（町村）管内において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項の規定により下記のとおり登録をしましたので、同条第5項の規定により通知します。

記

1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称、所在地等

（1）登録事業者名

（2）住宅の名称

（3）所在地

（4）住宅戸数

2 入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲

3 登録年月日


年 月 日

4 登録番号

第5号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書

年 月 日付けで登録の申請のありました住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第11条第1項の規定により登録を拒否しますので、同条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称、所在地等
 - (1) 住宅の名称
 - (2) 所在地
 - (3) 住宅の戸数
- 2 登録を拒否する理由


教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業変更の登録を行った旨の通知書

貴市（町村）管内において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第12条第3項の規定により下記のとおり変更の登録をしましたので、同条第4項の規定により通知します。

記

1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称、所在地等

(1) 登録番号

(2) 当初登録年月日

(3) 住宅の名称

(4) 所在地

(5) 住宅戸数

2 変更登録年月日

年 月 日

3 変更内容

変更項目	変更内容	
	変更前	変更後

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住 所
氏 名 印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書

登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を廃止したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第14条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称、所在地等

（1）住宅の名称

（2）所在地

（3）住宅の戸数

2 登録年月日

年 月 日

3 登録番号

4 廃止年月日

年 月 日

5 廃止の理由

6 廃止に伴い実施する入居者への対応その他の措置

備考

- 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 2 この書類は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅を構成する建築物ごとに作成が必要です。

第8号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録抹消を行った旨の通知書

貴市（町村）管内において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第14条第1項の規定による廃止の届出があり下記のとおり登録を抹消しましたので、同法第15条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称、所在地等

（1）住宅の名称

（2）所在地

（3）住宅の戸数

2 登録年月日

年 月 日

3 登録番号


4 登録事業廃止年月日

年 月 日

5 廃止の理由

6 廃止に伴い実施する入居者への対応その他の措置

様

高知県知事 

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指示書

年 月 日付けで登録しました住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第23条の規定により下記のとおり指示します。

記

1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称、所在地等

（1）住宅の名称

（2）所在地

（3）住宅の戸数

2 登録年月日

年 月 日

3 登録番号

4 指示事由

- 登録事項が事実と異なるため（法第23条第1項）。
- 法第10条第1項各号に掲げる基準に適合しないため（法第23条第2項）。
- 法第16条又は第17条の規定に違反しているため（法第23条第3項）。

5 違反等の内容

6 指示する内容


7 報告期限

年 月 日

第10号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書

年 月 日付けで登録しました住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第24条〔第1項・第2項〕の規定により登録を取り消しましたので、同条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称、所在地等

（1）住宅の名称

（2）所在地

（3）住宅の戸数

2 登録番号

3 取消年月日

年 月 日

4 取消事由

- 法第11条第1項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当するため（法第24条第1項第1号）
- 不正な手段により法第8条の登録を受けたため（法第24条第1項第2号）
- 法第12条第1項の規定に違反したため（法第24条第2項第1号）
- 法第23条の規定による指示に違反したため（法第24条第2項第2号）

5 違反等の内容

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを


提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第11号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録抹消を行った旨の通知書

貴市（町村）管内において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第24条〔第1項・第2項〕の規定により登録を取り消したので、同法第15条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称、所在地等

（1）住宅の名称

（2）所在地

（3）住宅の戸数

2 登録年月日

年 月 日

3 登録番号

4 登録事業取消年月日

年 月 日